

人口と世帯	人口	408,441人
	男	201,966人
	女	206,475人
	(前月より)	252人増
世帯	168,830世帯	
(前月より)	312世帯増	
(17年10月1日現在)		

町田市自治基本条例検討委員会 「中間まとめ」への意見募集

町田市自治基本条例検討委員会では、市民の皆さん、町内会・自治会、NPO、企業、行政などをはじめ地域で活躍する方々や団体が、みんなで共に取り組むためのルール「自治基本条例」のあり方について、2006年2月を目途に検討を進めています。

検討委員会では、市民の皆さんに検討内容をよりご理解いただけるよう、「中間まとめ」を作成し、市民の皆さんのご意見を伺うため「意見募集」を行うことになりました。ぜひ、「ご意見」いただき、多くの「ご意見」をお寄せ下さい。「ご意見」は、「答申(案)」に生かしていきます。

この「中間まとめ」は、市政情報「やまびこ」、各市立図書館、各市民センターなどで無償配布しています。また、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【「中間まとめ」の概要】

自治基本条例制定の背景

これまで全国で30以上の地方自治体で、「自治基本条例」に対する取り組みがなされています。

この背景は、地域の課題や個別の事情により差異がありますが、共通の背景として、公共部門における行政機能の拡大と住民の「私」への埋没、地方分権改革公共を担う主体の多様化、地方自治制度を規定する法の不備の補充、新しい権利の提唱、の5つの要素が考えられます。

自治基本条例の根底に流れる基調

このような背景のもと、「自治基本条例」の制定は、分権体制下における自治体と地域住民の「憲法」となるべき「自治体の最高規範」及び基本ルールの制定を志向する新しい運動として捉えられています。その基本ルールとは、「情報共有・住民参加」及び「協働」の2つの原則であり、これらの原則を支える制度づくり、仕組みづくりが、「自治基本条例の根底に流れる基調」となっています。

自治基本条例の諸要素

1. 地域における自治の基本理念と基本原則についての規定

前述した自治基本条例を支える3つの基調「自治体の最高規範」「情報共有・住民参加」「協働」は、日本各地の自治基本条例に通ずる基本理念として捉えられ、さらに、その実現に向けた町田市独自の基本理念として、「住民エンパワーメント(住民の本来持っている力を引き出すこと)」を加えた4つの考え方を、町田市の自治基本条例の基本理念と捉えることとしました。

さらに、この基本理念を受け、2つの基本原則「地域共治(ガバナンス)」「計画的・市民参加型行政運営(マネジメント)」を定めることにより、具現性を高めるものとしました。

2. 地域における自治を担う主体の権利及び義務についての規定

(1) 住民等の権利
住民等の権利に関して、まず、「まちづくりに参加する権利」が挙げられます。これは、地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利や選挙に参与する権利を一步進め、自治の実現のために、まち

づくりの過程に手続的に参加する権利として認められるべきと考えられます。

(2) 住民等の義務
住民等の義務としては、まちづくりにおける自らの責任と役割を自覚し、積極的、主体的にまちづくりに取り組み、他の住民等を尊重しながら連携し、協力するということ、「参加・協働の推進」が挙げられるとともに、「具体的施策への協力」も、住民の義務として考えられます。

(3) 事業者の権利・義務
事業者も住民の一部ですが、その社会経済活動がまちづくりに与える影響が大きいため、「公共空間」を構成する主体の一員として、住民とは分けて権利・義務が規定されるべきであり、まちづくりにへの配慮・協力義務を規定することは極めて意義深いと考えられます。

(4) 行政等の義務
行政の主体として、町田市ばかりでなく、東京都や国も、町田市の「公共空間」における一員として、自治基本条例の対象に取り込むべきと考えられます。

具体的な行政等の義務としては、参加・協働の推進、説明責任、情報公開・提供、組織機構・職員の資質向上、地域の主体的まちづくり活動への支援、各主体が特性を生かしながら自立することへの支援、「公共空間」全体の総合調整などが挙げられます。

3. 権利・義務と行政運営の循環(マネジメントサイクル)の関係についての規定
上記の「自治基本条例の諸要素」などを考え合わせると、おのずと、自治を担う主体の権利・義務と行政運営の循環(マネジメントサイクル)との関係が問題となります。

言い換えますと、それぞれの主体は、行政運営の各要素の循環

(マネジメントサイクル)において、いかなる権利と義務・義務を有するかを明らかにすることが必要です。

4. 議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定

議会は自治体の機関であり、「公共空間」の一員として担う役割の大きさを考えると、議会に関する規定も自治基本条例に設けるべきであると考えられます。

(1) 規定の内容
議会に関する規定の内容は、次の2つに大別できます。

最高意思決定機関であること
行政に関する監視の役割

(2) 提案の内容
町田型自治基本条例において検討すべき事項として提案された内容は、次のとおりです。

市では、町田市自治基本条例のあり方に関して、広く市民の皆さんの考えを伺うため、町田市在住の15歳以上の男女5000人(無作為抽出)の方に、郵送によるアンケートを実施(本年9月2日から14日、回答率40.3%)しました。このたび、アンケートの概要がまとまりましたので、その一部をグラフをお知らせします。現在、さらに詳細な分析を進めており、結果がまとまり次第報告書を作成し、閲覧と販売を行う予定です。

議員の代表性(「地域」代表か、「全体」代表か/市内の地域差への対応)
開かれた議会(市民が関心を持つ議会/夜間開催)
新たな議会の位置づけ(大規模無報酬制/二院制化/執行機関化)
新たな議会と市民の関係(説明責任/議会と市民との協働)
新たな議会・議員の規定(議会と議員の峻別/市民の代表機構の明記)
事務局体制の強化

意見募集を行います

「中間まとめ」に対するご意見は、検討委員会での議論の進行の都合上、11月21日(月)までに

ご注意下さい! 有料サッカー教室 などの公園利用

市の管理する「公園の広場」等で民間企業や団体が、有料でサッカー教室などを開催することは市の条例等により認められていません。このような行為が見受けられましたら、公園緑地課(☎793・7611)までご連絡下さい。

10月19日、寺田市長は相模原市の加山助役とともに、大野防衛庁長官、北原防衛施設庁長官、町村外務大臣を訪問し、「相模総合補給廠の強化案に反対し、早期返還を求める要望書」を手渡しました(立会人・伊藤公介衆議院議員、亀井義之衆議院議員、赤間二郎衆議院議員)。

相模総合補給廠は、相模原市の中心市街地であるJR相模原駅周辺地区に位置しており、市民生活や計画的なまちづくりの大きな障害となつていきます。また、同基地は町田市に近接しているため、2004年3月に策定された「町田・相模原業務核都市基本構想」に基づき、両市が共に進めている業

寺田市長が日本政府に 相模総合補給廠早期返還要請

務核都市の形成を達成する上で、同基地の返還は重要な課題となつていきます。

しかし、在日米軍再編に関する日米政府間の協議が進められている中で、最近、相模総合補給廠に自衛隊の部隊を配置するなどの報道が相次いでいることから、両市長連盟により同基地の早期返還・自衛隊の移駐等の基地強化反対・地元利用計画の尊重等の要請をおこなつたものです。

これに対し、日本政府側からは、最終報告書作成までの間、地元の実情もふまえつつ、理解を得られるように努力していきたいとの回答を得ました。

企画調整課 ☎724・2103

氏名を明記のうえ、次のいずれかの方法で送付して下さい。

ファックス ☎724・307

2 郵送 〒194・8520、中町1-20-23、企画調整課
メール mcity120@city.machida.tokyo.jp

いただきました「中間まとめ」に対するご意見は、今後、検討委員会でご公表させていただきます(個人が特定されるような情報は秘匿いたします)場合があります。

なお、ご意見に対して、個別の回答はいたしません。ご了承下さい。

2103

さい。後日公開される会議録要旨を「確認下さい」。

今までの検討委員会の開催経過、会議録要旨については、市政情報「やまびこ」、町田市ホームページでご覧いただけます。会議録要旨に対するご意見、ご要望などは、検討委員会の終了(2006年2月を予定)まで、引き続きお受けいたしますので、氏名を明記のうえ、上記のいずれかの方法で送付して下さい。

町田市自治基本条例検討委員会(事務局) 企画調整課 ☎724・2103